

# 会 員 規 程

平成 27 年 8 月 26 日制定  
一般社団法人大岡川川の駅運営委員会

## (目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大岡川川の駅運営委員会定款第 2 章に規定する会員について必要な事項を定めることを目的とする。

## (会 員)

第 2 条 会員は、当法人定款第 5 条に定める通り、当法人の目的に賛同して入会金の支払いを完了した個人及び団体とし、親水施設の利用規定、河川法令及び本**会員規程**等を順守のうえ、適正に河川の利活用を推進するものとする。

- 2 会員は、施設の日常管理・監視及び運営支援を行い、施設利用及び運営支援の活動を行う際は十分な安全確保に努め、自己の責任に於いてこれを遂行するものとする。
- 3 会員は、施設及び河川利用時に、水難・災害等の緊急救助を必要とする状況に遭遇した場合、自己の安全を確保しつつ人命救助に協力するものとする。
- 4 会員は、施設利用において、施設の鍵を借受ける事が出来るが、棧橋鍵の受入注意事項を順守しそれに従うものとする。
- 5 会員は、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものを含む）暴力団準構成員、暴力団関係企業及び社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）でないものを会員とし、暴対法を厳守し、入会后、反社会勢力に所属していると認められたとき、反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき、本組織の運営妨害、誹謗中傷、それ以外の運営に妨げるとみなされ行為をした場合は速やかに、本会員を脱会させる事が出来、かかる費用等は自ら支払うものとする。

## (入会申込等)

第 3 条 当団体に入会しようとする個人及び団体は、定款第 6 条に基づき別に定める入会申込書（様式 1-1、1-2、1-3、1-4、様式 2、様式 3、様式 4、様式 5）に必要な事項を記入し、関連資料とともに当法人に提出するものとする。

2 当団体に入会するに当たり、インターネットでのみ施設利用の申し込みを可能とする為、会員になる者は、本利用申請書をダウンロードした後に印刷し、必要事項を**手書きで記載**して当団体へ郵送または受付窓口を持って来る事を前提とする。但し、入会審査に於いては申請書類及び必要書類は、写真（イメージ）及び PDF ファイルを電子メールにてお送り頂く事は可能です。その為、団体または個人のメールアドレスを記載して頂く必要が有ります。送先は [info@ookagawa.org](mailto:info@ookagawa.org) へお願いします。

3 前項の申し込みがあったときは、理事会は、定款第 6 条の定めに従い、入会の承認・不承認を決定する。入会を認めるときは会員証を発行し、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面及び電子メールをもって、本人にその旨を通知する。

4 会員申請時の書類は団体・個人に限らず、申請者へ返却は行わないものとする。

### **(種 別)**

第4条 本会の会員は、下記の通りとする。

- (1) 一般会員 当法人が実施する事業に参画するために入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 当法人の事業活動を支援するために入会した個人及び団体
- 2 一般会員には、利用形態等により区分し、会費の金額を設定する。

### **(会員名簿及び個人情報の取扱い)**

第5条 会員については、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された個人情報については、慎重に取り扱い、入会時の審査及び本会の適正な運営のため以外には使用しないものとする。

### **(会費と会費の支払い)**

第6条 会費は、入会金及び年会費とする。なお、金額は別表に示すものとする。賛助会員の会費は別に定める。

2 年会費の対象期間は、継続する会員は、当法人の事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認した日から当法人の事業年度末日までとする。

3 年会費の支払いは、当法人が会員宛てに発行する請求書に基づき、当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。

4 年度途中で入会した場合は、10月1日を境に会費の全額、または半額を入会と同時に納入するものとする。

### **(損害賠償)**

第7条 会員及び随伴者が、故意又は過失により本施設を損傷した時は、直ちに運営組織に報告し、運営組織、横浜市及び河川管理者の指示に従い、当該会員及び随伴者（随伴者による場合は当該員が連帯して）は、復旧もしくは本施設の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければならない。

### **(第3者への賠償)**

第8条 会員の利用において、第三者に直接的な損害が生じた場合、自己の責任と負担で解決しなければならない。但し、運営組織及び運営組織の会員の責によらない場合はこのかぎりでない。

### **(規程の変更)**

第9条 この規程は、定款第7条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

**【別表】**

一般 会員	種別		利用船舶等	利用形態	入会金	年会費
	個人	A	動力船	非営業	なし	5,000円
B		非動力船	非営業	なし	3,000円	
団体	A	動力船	非営業	10,000円	30,000円	
	B	動力船	営業	20,000円	30,000円	
	C	非動力船	営業・非営業	10,000円	20,000円	
	D	なし	広場利用	なし	3,000円	

※個人Aはビジターバースとしての利用を想定

※個人Bはカヌー・SUP等のレクリエーション利用を想定

※団体Aは、団体に所属する者のビジターバースとしての利用を想定

※団体Bは、事業者各社による遊覧船等の事業を実施する事業者を想定

※団体Cは、カヌー・SUP等の講習会・体験乗船等の事業を実施する団体を想定

※団体Dは、横浜日ノ出棧橋の親水広場を利用したイベントを実施する団体を想定。

**入会金・年会費 振込口座**

銀行名：横浜信用金庫 支店名：野毛町支店 店番：33

口座番号：233789

口座名：一般社団法人 大岡川川の駅運営委員会

代表理事長 伊藤 哲夫